

畜 第 984 号
令和 6 年 2 月 7 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会会長
岩手県農業共済組合組合長理事
岩手県動物薬品器材協会会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

アフリカ豚熱の発生防止に向けた対策強化について（通知）

アフリカ豚熱（以下「本病」という。）については、2018 年に中国で発生が確認されて以降、日本及び台湾を除くアジア全域に拡大しており、今年 1 月には、我が国との定期航路のある韓国釜山広域市のフェリーふ頭の裏山において野生いのししの感染が連続して確認されています。

本病が飼養豚で発生した場合、当該豚を飼養する農場の全ての飼養豚を殺処分しなければならず、養豚業に与える影響が大きいことから、これらの国から入国する者や持ち込まれる物（特に肉製品）を介した本病ウイルスの侵入を防止する必要があります。

このことから、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、会員等に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、異状確認時の家畜保健衛生所への早期通報について、引き続き注意喚起を実施いただきますようお願いいたします。



【振興・衛生担当 山岸竜馬 TEL019-629-5729】

5 消安第 6424 号
令和 6 年 2 月 2 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

アフリカ豚熱の発生防止に向けた対策強化について

アフリカ豚熱（以下「本病」という。）については、2018 年に中国で発生が確認されて以降、日本及び台湾を除くアジア全域に拡大しています。我が国への外国人旅行者のうち、東アジアや東南アジアからの外国人旅行者が全体の約 8 割を占めていることから、特に、これらの国から入国する者や持ち込まれる物（特に肉製品）を介した本病ウイルスの侵入を防止する必要があります。

このような中、韓国において、昨年 12 月に、これまで本病が確認されていない南部の釜山広域市で野生いのししの感染が確認されており、従来の感染地域との地理的關係等から、人為的な要因によって本病が伝播した可能性が高いと考えられています。最近では、我が国との定期航路のある同市のフェリー埠頭の裏山において野生いのししの感染が連続して確認されており、我が国への本病ウイルスの侵入リスクが高まっているところです。

農林水産省では、関係省庁及び関係機関に協力を要請し、海外からの肉製品の持込みの禁止等に関する啓発、入国者に対する手荷物や郵便物の検査等の水際対策を強化するとともに、国内における野生いのしし対策や農場における発生予防対策を推進しています。

中国からのインバウンドが回復し、韓国からの旅行者が急増するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大前を超える外国人旅行者が我が国を訪れている中、アジア地域では、これから旧正月の休暇期間を迎え、人や物の動きが活発化することから、改めて、我が国への本病の侵入リスクが非常に高まっていることについて、関係者が危機感を共有し、水際から農場まで多段階で対策の強化を図り、本病の発生防止に万全を期することが重要です。

貴職におかれましては、「年末年始及び春節時期における家畜防疫対策の徹底について」（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 消安第 5540 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「年末年始等防疫徹底通知」という。）を踏まえ、農場のバイオセキュリティの強化等を御指導いただいているところですが、下記の内容について、環境、林野、野生動物、観光等の様々な分野で連携して本病の対策が図られるよう、都道府県内関係部局はもとより、市町村、関係機関、関係団体等との連携を推進し、本病の発生防止に万全を期すようお願いします。

なお、下記の内容に係る取組については、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等の多くの関係者の連携が不可欠であるため、それぞれの対策について、関係各者の役割を明確にして推進していただくことが重要です。当該取組の実施状況については、追ってフォローアップさせていただくことを想定していますので、御承知いただくようお願いいたします。

記

1 関係者との危機意識の共有

畜産関係者のみならず、様々な分野の関係者に対して、本病に関する基本的な情報、豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における発生防止対策の重要性等を周知することはもとより、世界（特にアジア）における本病の発生拡大により我が国への侵入リスクが非常に高まっていること並びに本病の侵入・まん延が我が国の養豚業及び畜産業に甚大な被害を及ぼすことの危機意識を共有し、対策に関する協力を要請すること。

2 豚等及び野生いのししへの感染防止に関する注意喚起

本病ウイルスの豚等及び野生いのししへの感染を防止するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、特に外国人旅行者が多く利用する場所・施設における広報物の掲示、ウェブサイト等の活用により、次に掲げる事項を広く周知し、及びその注意喚起を図ること（例えば、観光案内所、宿泊施設、キャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、レジャー施設、アウトドア用品販売店、バス・レンタカー・レンタサイクル会社等を通じた注意喚起等）。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと。
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと。
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと。
- ④ 野生いのしし対策の罾^{わな}や柵がある場所に近寄らないこと。
- ⑤ 消毒ポイントでは指示に従うこと。

3 野生いのししにおける感染防止の取組

（1）靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策の推進

狩猟・有害鳥獣捕獲関係者、登山やアウトドア活動をする者等を含む山林等に立ち入る者に対して、2に掲げる事項に加え、山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を実施するよう周知するとともに、必要に応じて登山道等に石灰帯や洗浄・消毒ポイ

ントの設置を行うこと。

(2) 廃棄物の管理の徹底

野生いのししがキャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、山小屋、公園等において廃棄物に接触することにより、本病ウイルスに感染することを防止するため、当該廃棄物の適切な処理及び屋外に設置されているごみ箱の管理の徹底について、関係部局の協力を得て推進すること。

4 空港及び海港における靴底消毒の実施

外国人旅行者は、主要空海港に到着した後に国内の移動手段により各目的地に移動することを踏まえ、「空港及び海港における靴底消毒の実施等多段階の予防対策の推進について」（平成 31 年 4 月 26 日付け 31 消安第 645 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、引き続き、家畜の飼養状況等を考慮した上で、国内線（便）が就航する空港又は海港における靴底消毒の実施等について、関係者と連携すること。

また、漁業等の操業中に海外の港に一時的に寄港して国内の漁港等に帰港する漁船の乗員に対しても、関係者と連携し、下船時における乗員の靴底消毒の実施等、本病の侵入防止に係る注意喚起を図ること。

5 農場における発生予防等対策の徹底

飼養衛生管理基準に基づく人、物、車両等の衛生対策及び野生動物等の侵入防止対策について、再点検を促すこと。

特に、畜産関係者の本病発生地域への不要不急の渡航の自粛、外国人従業員等に対する海外からの肉製品等の持込み（荷物の配送によるものを含む。）の禁止、飼養管理に関係のない者の農場や畜産関係施設への立入り等の防止を確保するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、旅行者等への呼びかけや農場への周知を実施すること。

また、万が一本病の発生が確認された場合におけるまん延防止措置を迅速かつ適切に実施するため、豚等が飼養されている農場における埋却地等の確保状況及びその実効性について、改めて点検を実施するとともに、確保されていない場合については、速やかに代替地等の確保を指導すること。

6 万が一の侵入時に的確な初動を講じるための取組

(1) 野生いのししの本病サーベイランス及び死体の適切な処理等の推進

諸外国では、野生いのししの死体における本病の感染事例が多くなっていることから、検査材料としての耳介の活用も含め、野生いのししの死体の検査を推進することが重要である。

また、野生いのししの死体等については、日頃から迅速かつ適切な処分を行うことが重要である。

これらを踏まえ、「豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について」（令和４年３月３１日付け３消安第 7123 号、３農振第 2908 号、３林整研第 333 号、環循適発第 2203311 号、環自野発第 2203284 号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長及び環境省自然環境局長連名通知）に基づき、関係部局が連携の上、野生いのししの死体を発見した場合の通報窓口、連絡体制等をしっかりと構築して検査を推進するとともに、万が一本病が野生いのしし群に侵入した時に備え、死体処理に関する部局間及び関係施設との連携強化や事前の調整を行うこと。

（２）野生いのしし群での感染確認時における円滑な初動対応

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、本病に感染した野生いのししが確認された地点の周囲における死亡いのししの積極的な搜索、野生いのししの捕獲による個体数の削減、防護柵等による囲い込み、検査、適切な死体処理や消毒の徹底等について適確に実施できるよう、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等の連携体制の構築を進めること。

準備に当たっては、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（案）」を基に発生した際の対応方針を検討し共有するとともに、防疫演習、関係者との意見交換会等の企画・開催等により、発生を想定した対策の具体化を図ること。

（３）農場での発生時における的確な初動対応

年末年始等防疫徹底通知で要請しているとおり、防疫対応に必要な人員、資材等の確保について、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等との連携を確認すること。

以上

アフリカ豚熱対策について

農林水産省

令和6年2月2日

アフリカ豚熱とは

アフリカ豚熱とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介）※人には感染しない
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの19か国・地域で発生（令和6年1月時点）。
 - ※ 日本未発生。
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。
現在の世界流行株では急性経過で死亡。
 - ※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。
 - ※ ワクチン、治療法はない。
 - ※ ウイルスは環境耐性があり、食肉・死体等でも長期に感染性保持。
 - 感染動物は急激に弱る・死亡＋死体のウイルスは長期間残存
 - イノシシ感染事例では死体対策が極めて重要



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona, Spain Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain)

豚熱とは（参考）

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々
 - ※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和6年1月時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。発熱・白血球減少。
 - ※ 有効なワクチンが存在

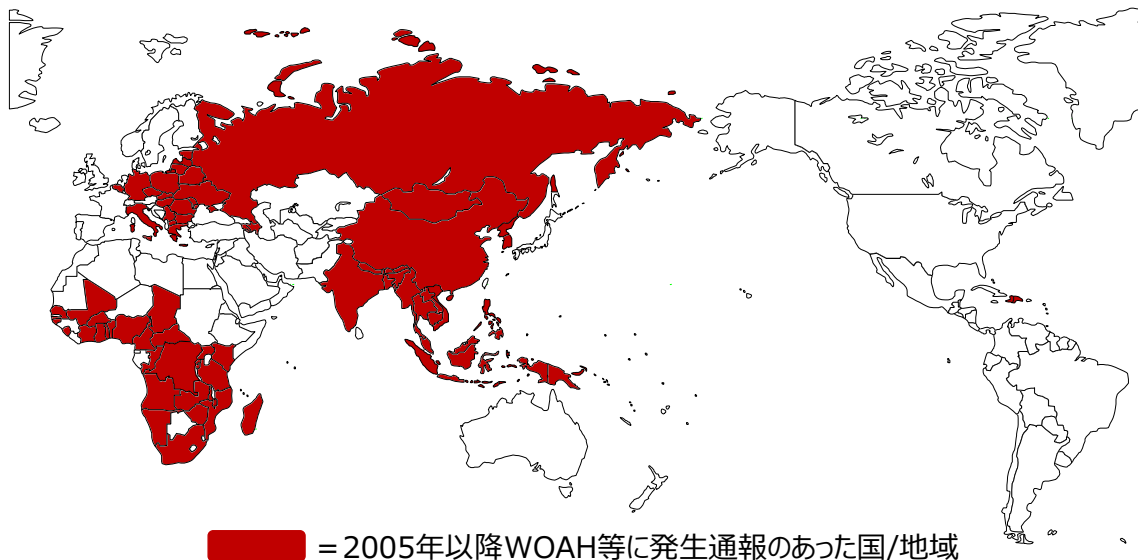


【皮膚紫斑（しはん）】

(出典：動物衛生研究部門)

アフリカ豚熱の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国やベトナム等アジア全域に感染が拡大。
特に、**韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大（直近では飼養豚では2024年1月に発生し、野生イノシシでは2024年1月に釜山広域市で感染が確認）。**
- 東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは、**日本、台湾のみ。**
- 既に、我が国に違法に持ち込まれた畜産物から、**アフリカ豚熱ウイルスが4件で分離**されているほか、**ウイルス遺伝子についても中国やベトナム等を中心に141例検出**されており、**旅行者により持ち込ませないための出国前の対応**や国際郵便物を含めた水際対策の強化により、事前に侵入を防止することが極めて重要。
- 万が一、野生イノシシに侵入を許した場合、**豚熱と異なり有効性が認められたワクチンがない**ことから、農場の飼養豚については、飼養衛生管理の向上が必要であるとともに、**野生イノシシについて、死体が感染源となるため、死体を衛生的に処理する必要。**



[参考]違反の実例



中国からの旅客に持ち込まれた違法豚ソーセージ
(**感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスを検出した事例あり**)

(参考) 豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

	伝播性	致死率
豚熱	++	+
アフリカ豚熱	+	++

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

韓国で北部から南部へと徐々に発生が拡大していた中で、**昨年12月に釜山広域市で急に野生イノシシでの感染が確認**され、1月には、**日本に向かうフェリーターミナルに近い場所でも野生イノシシでの感染が確認**。

【飼養豚での事例】

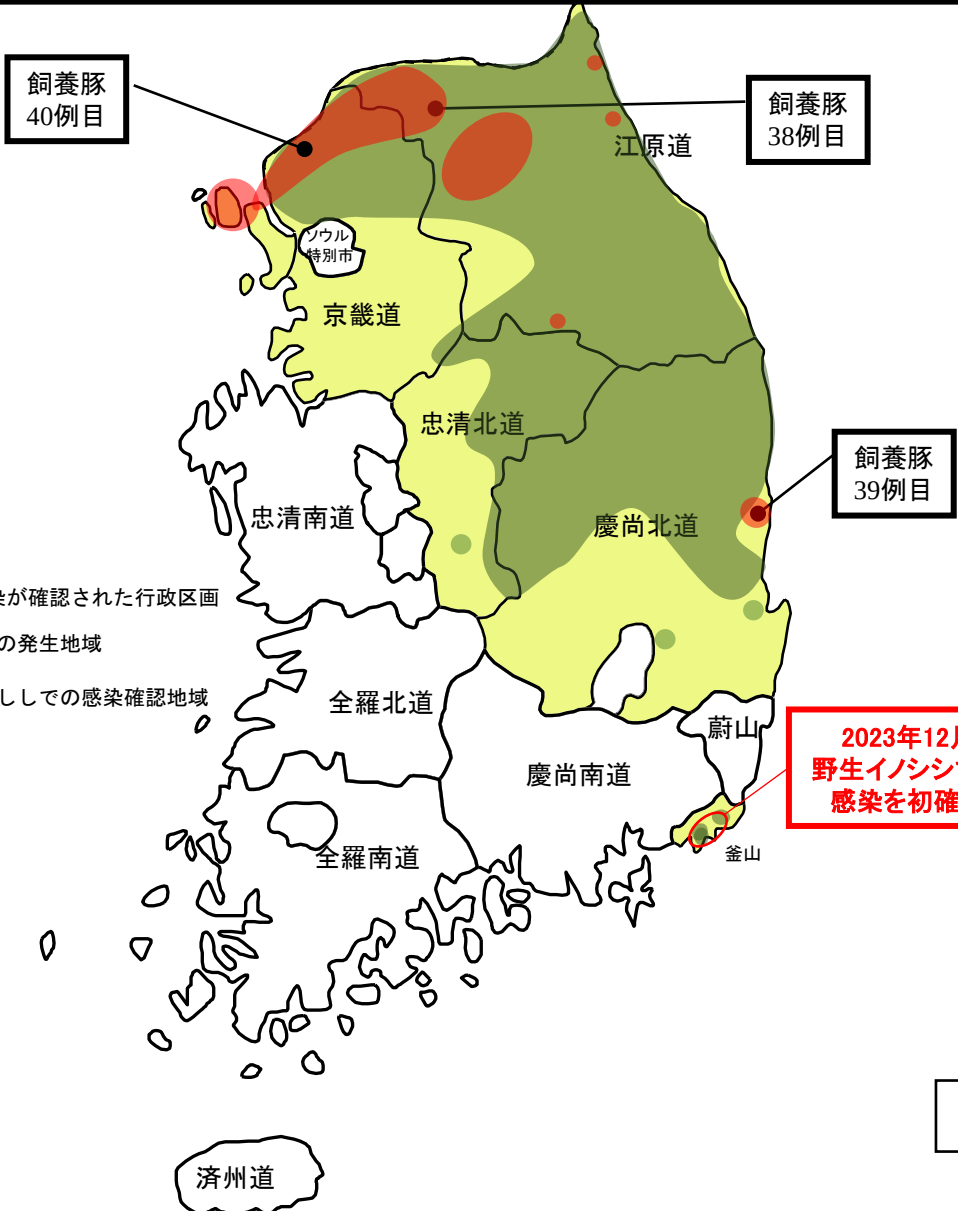
事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道楊口郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡
38	2023/9/25	江原道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40	2024/1/18	京畿道坡州市

初発生日：2019年9月16日

発生数（豚）：**40件**

感染数（野生いのしし）：**3,595件**

豚、いのしし飼養頭数：約 1,122万頭



【野生イノシシでの事例】

(単位：件)

京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
江原道	華川郡	426
	春川市	222
	楊口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	247
	襄陽郡	36
	江陵市	110
	洪川郡	63
	平昌郡	46
忠清北道	東草市	1
	旌善郡	179
	横城郡	63
	三陟市	99
	原州市	83
	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	173
	堤川市	91
	報恩郡	73
慶尚北道	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	103
	尚州市	95
	蔚珍郡	56
慶尚南道	聞慶市	64
	栄州市	12
	醴泉郡	11
	奉化郡	75
	盈徳郡	85
	安東郡	26
	英陽郡	62
	青松郡	51
	浦項市	20
	永川市	8
釜山広域市	釜山広域市	3
	釜山広域市	10
合計		3,595

2023年12月
野生イノシシでの
感染を初確認

※ 韓国当局公表資料等の情報を元に作成
飼養頭数：FAO統計(2021)による

2024年2月1日時点

韓国釜山・野生イノシシアフリカ豚熱感染確認事例(10事例)

1例目感染確認地点
(2023年12月21日)

4~5例目感染確認地点
(2024年1月26日)

3例目感染確認地点
(2024年1月25日)

2例目感染確認地点
(2024年1月18日)

8例目感染確認地点
(2024年1月28日)

10例目感染確認地点
(2024年1月31日)

6~7例目感染確認地点
(2024年1月26日)

9例目感染確認地点
(2024年1月30日)

航路: 対馬行き

航路: 下関行き

航路: 大阪行き

航路: 博多行き

(注) 感染確認地点は報道情報・日付は
公式プレス又は報道情報に基づく



日本にアフリカ豚熱を侵入させないために必要な対策

幾重にもウイルスを殺す機会を作る！
幾重にもウイルスと動物の接触機会をなくす！

海外対策

＜旅行者＆船舶・航空機＞

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策

＜空港＆海港＞

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所

国内対策

＜農場＆野生イノシシ＞

農場に侵入させない

- ・飼養衛生管理の徹底



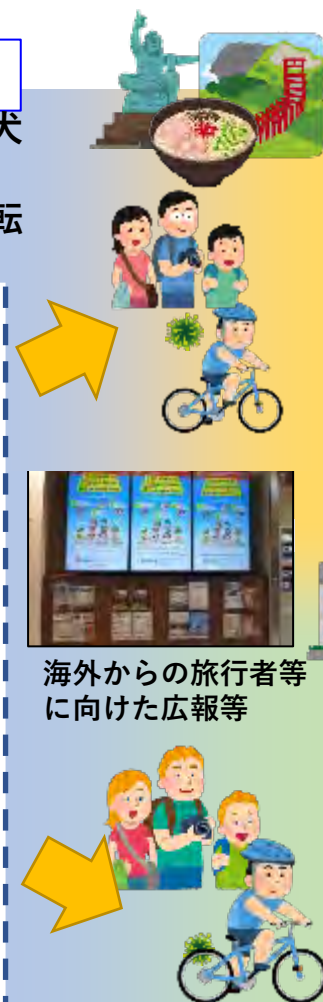
都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底
＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県



アフリカ豚熱対策の更なる強化①（水際対策の徹底）

出国前から日本に持ち込ませない

- 釜山から日本に直行する全てのフェリー等（５社）における、船内アナウンスによる畜産物持ち込み禁止・罰則に関する注意喚起や注意すべき取組を示したポスターの船内掲示等の実施。また、韓国から日本への直行便のある航空会社についても、１１社が機内アナウンスによる注意喚起等を実施。
- 在外公館による韓国出国前の旅行者に対するSNSを利用した情報発信・旅券発券時のリーフレット配布等を継続的に実施。関係団体を通じ、旅行代理店、技能実習生等への注意喚起と情報発信。
- 訪日韓国人旅行者に影響力を持つ人気韓国人ブLOGGERから、畜産物持ち込み禁止及び靴や自転車の泥を落とすこと等についての情報発信。

＜各言語のチラシを活用＞



空海港における対策

- 韓国からの全ての船舶及び航空便に対して、家畜防疫官による検査を実施中。釜山からの船舶に対しては全ての旅客に口頭質問を実施し、トレッキングシューズ、ゴルフシューズ等の要消毒物品に対して対応を確実に実施し、検疫探知犬についても可能な限り活動回数を増加。航空便に対してはさらに検疫探知犬の活動回数を増加。
- 従来から国際線が就航する全ての空海港に靴底消毒マットを設置。旅客の靴底や自転車等に対して十分な効果がある消毒を実施できるよう、適切な濃度の消毒液の活用や消毒マットの効果的な配置。
- 関係機関、航空関係者、港湾関係者と連携し、釜山定期旅客船の就航する４港（下関港、博多港、比田勝港、大阪港）においては、車両、自転車等の消毒を実施。フェリーに搭載される車両について、乗船前の消毒を実施するよう船舶会社に依頼。畜産関係車両については入国時にも車両消毒を実施。
- 国内線における靴底消毒マットの設置について、都道府県に改めて実施依頼。

野生イノシシ等への感染防止対策

- 釜山広域市と主要な定期フェリー航路を有している県を中心に、韓国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定して、効果的に野生イノシシ等への侵入防止対策を新たに実施。
- １月に全国の担当者を対象として会議を開催し、観光地やレクリエーションなどの訪日旅行者の立ち寄り場所について分析中。空海港や農場周辺のみならず、バスやレンタカー等、都市部や河川敷などにおける、ポスター掲示等による注意喚起やゴミ箱の設置や管理の徹底、消毒の実施など必要な対策を各都道府県で実施。

アフリカ豚熱対策の更なる強化②（野生イノシシ対策、飼養衛生管理）

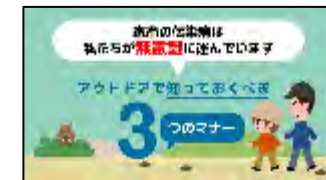
野生イノシシ対策 （国内で広げない）

- ・ 死体を衛生的に処理する必要があり、万が一の侵入時に備えた**野生イノシシにおける死体処理等の初動対応について、基本方針案を公表**。
- ・ 早期に発見できるよう、**サーベイランス**による野生イノシシにおける浸潤状況を引き続き把握。
- ・ 実際の感染を確認した場合を想定し、**農研機構、県などの関係者の協力を得ながら死体処理や運搬方法等を検証するための防疫演習**を農林水産省において実施。
- ・ **万が一野生イノシシへ侵入した際に必要となる特殊な防疫資材（簡易電気柵、納体袋）等を備蓄**。また、各都道府県においても**アフリカ豚熱に関する防疫演習が実施できるよう支援**。
- ・ 一般登山者向けの動画を通じ、**登山等による感染拡大防止対策として、畜産物を含む廃棄物の適切な処理や、登山靴の洗浄消毒等について周知**。

＜侵入時に備えた防疫演習＞



＜一般向け動画の公表＞



↑動画はこちら
@maffchannel

飼養衛生管理 （農場に入れない）

- ・ 豚熱と異なり実用性が確認された**ワクチンはない**ため、**飼養豚への感染予防対策は飼養衛生管理の徹底**が何よりも重要。
- ・ 生産者をはじめとする関係者に対して**侵入リスクが高まっている危機感を共有し、農場における飼養衛生管理の徹底等**について改めて指導。
- ・ 万が一の侵入時に的確な初動対応ができるよう、**都道府県における防疫体制を関係部局と連携し構築**するなどの万が一に備えた準備をすすめるよう改めて通知。

＜野生動物等の侵入防止＞



＜車両消毒・立ち入り時の消毒＞



中国 非洲猪瘟 发生中



大部分的生肉或肉制品
从海外不能带入日本。

肉制品禁止带入日本。
在家里烹饪的，真空包的，
在免税店售卖的，包括以上肉制品。

禁止入境

在海外请勿进入畜牧业相关设施！！

如您进入过畜牧业相关设施，入境日本时，请前往行李提取区的动物检疫服务台



肉製品等の持ち込について

详细是 Web

农林水产省 动物检疫所

해외 여행 선물이 육가공제품? 그것은 괜찮아요?



해외로부터의 육가공제품 대부분이
일본에 가지고 들어올 수 없습니다.

집에서 조리한 것
가열한 것
진공팩으로 포장된 것,
면세점에서 판매되는 것도
대상이 됩니다.

STOP



농림수산성 동물검역소

자세한 내용은 웹에서

動物 検疫所

육류, 과일 및 야채 반입 금지 규정! これらは持ち込禁止!



한국에서 아프리카돼지열병(ASF) 발생중! 韓国でアフリカ豚熱(ASF)発生中! 신발, 자전거 타이어 소독 실시중!



가축의 전염병은 해외에서 반입한 육제품, 토산물 등을 신발, 자전거 타이어 등을 통해 일본에 침입할 우려가 있습니다.
일본 입국 시 신발이나 자전거 타이어 정소소독에 협조 부탁드립니다。

家畜の伝染病は、海外から持ち込んだ肉製品、産物の土産品を靴、自転車等のタイヤなどを介して、日本に侵入する恐れがあります。
日本入国時は、靴底や自転車のタイヤの消毒・消毒にご協力ください。

정소 부탁드립니다! 消毒をお願いします!

해외에서 일본으로의 육제품 반입이 금지되어 있습니다。

日本へ肉製品の持込はできません。



일본 입국 시 신발이나 자전거 타이어 정소소독에 협조 부탁드립니다。

日本入国時は、靴底や自転車のタイヤの消毒・消毒にご協力ください。



농림수산성 동물검역소

農林水産省動物検疫所

海外からの旅行者の皆様へ

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止に ご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



4

野生イノシシや罾・柵がある地点に
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは
指示に従ってください。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/csf/consumer.html>



일본으로 입국하시는 여러분께!

아프리카돼지열병 바이러스 유입방지



1

고기를 포함한 식품은
절대 야외에서 버리지 마세요!



2

신발에 묻은 흙은 반드시 털고
난 후에 나가 주세요.



3

가축이 있는 축사 등에는
접근하지 않도록 해 주세요.



4

야생 멧돼지나 덫이나 울타리가
있는 곳에서는
접근하지 않도록 해 주세요.



5

소독하는 곳에서는
지시에 따라 주세요.



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

https://www.maff.go.jp/e/policies/ap_health/animal/csf_asf.html



Attention to International Travelers

Prevent the Entry of African Swine Fever Virus



1

Do not discard
foods containing meat in nature!



2

Ensure your **shoes are free of soil**
before exploring in nature.



3

Avoid proximity to **livestock facilities**.



4

Steer clear of
wild boars, traps, and fenced areas.



5

Follow instructions
at **disinfection points**.



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

https://www.maff.go.jp/e/policies/ap_health/animal/csf_asf.html



STOP

アフリカ豚熱 (ASF)



・中国人民共和国で死亡・負傷分により影響指数が4割減り、豚肉価格が2倍以上に(2019年の事例)

口蹄疫 (FMD)



過去に国内で30万頭の牛・豚を殺処分し、2,350億円の被害
(2010年の発生に際する宮崎県の試算、関係官庁発表)

注：海外では口蹄疫ウイルスに極めて適性に対して感染した事例がごくまれに報告されるが、通常の生活の中で人に感染することはない。人が一感染した場合は軽い発熱や口内炎になる程度で重篤な症例に到達しない。また例はない。

- アフリカ豚熱は、2018年に中国に侵入後、アジア各国に拡大。
- 口蹄疫は、多くの国で継続的に発生。
- いずれの病気も発生していないのは日本や台湾などごく限られた国・地域。

※ 日本や台湾では過去に口蹄疫が発生したことがあるが、その被害は軽微である。



国・地域名	初発年
中国	2018年
香港、マカオ、北京、韓国、日本、ベトナム	2019年
タイ、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、インドネシア、露シア	2020年
インド	2020年
マレーシア、タイ、ブータン	2021年
オーストラリア	2022年
シンガポール、インドネシア	2023年

口蹄疫発生国・地域		
国・地域名	発生年	
中国(2)、ロシア(3)、ベトナム(28)	2021年	
カンボジア(42)、マレーシア(2)、タイ(47)		
インド(106)、ブータン(24)、ネパール(40)		
モンゴロ(102)、スリランカ (36)		
中国(1)、カンボジア(24)、タイ(109)	2022年	
マレーシア(23)、インドネシア(本島)		
インド(203)、ブータン(3)、ネパール(86)		
中国(4)、スリランカ(57)	2023年	
中国(4)、韓国(21)、ネパール(15)		
マレーシア(3)、マレーシア(7)		
インドネシア(本島)		

注：投資報酬率は、支払額に上乗せ額を乗じた平均の乗率で、上乗せ額が支払額の何割に達しているかを意味する。例として、支払額が100、上乗せ額が10の場合、乗率は110/100=1.1となる。

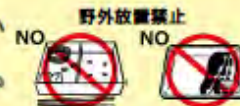
1 海外から肉の入った食品を持ち込まない

- 感染した肉を動物が食べると感染
- 不法投棄された肉製品から生きてアフリカ豚熱ウイルスを発見



2 野外に肉の入った食品を捨てない

- ハイキングのお弁当やバーベキューの食べ残し、ごみからも感染
- アフリカ豚熱に感染した肉の入っていたトレーをイノシシが舐め
- 海外では野生イノシシでアフリカ豚熱がまん延し、捕鯨が困難に



3 帰国後1週間は動物に近づかない

- 図や表についたウイルスを介しても感染



海外からの旅行者の皆様へ

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



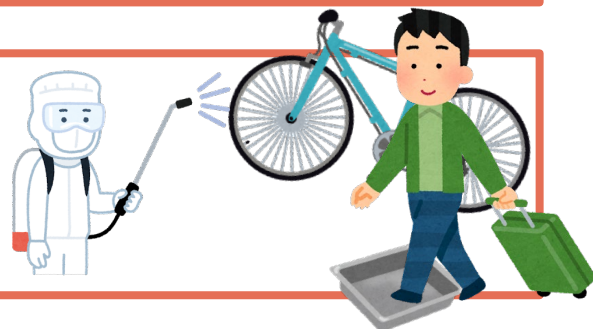
4

野生イノシシや罾・柵がある地点に
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは
指示に従ってください。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>



일본으로 입국하시는 여러분께!

아프리카돼지열병 바이러스 유입방지



1

고기를 포함한 식품은
절대 야외에서 버리지 마세요!



2

신발에 묻은 흙은 반드시 털고
난 후에 나가 주세요.



3

가축이 있는 축사 등에는
접근하지 않도록 해 주세요.



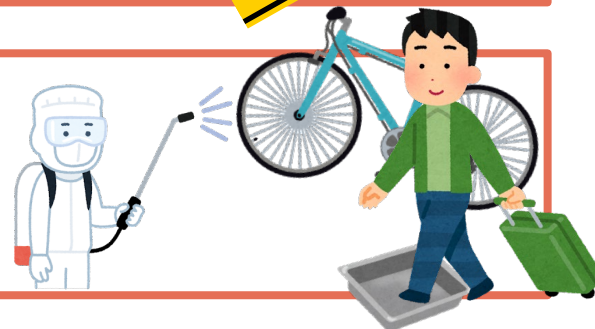
4

야생 멧돼지나 멧이나 울타리가
있는 곳에는
접근하지 않도록 해 주세요.



5

소독하는 곳에서는
지시에 따라 주세요.

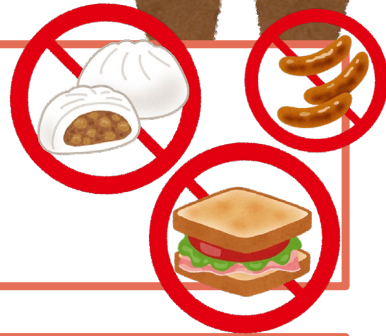


Prevent the Entry of African Swine Fever Virus



1

Do not discard foods containing meat in nature!



2

Ensure your shoes are free of soil before exploring in nature.



3

Avoid proximity to livestock facilities.



4

Steer clear of wild boars, traps, and fenced areas.



5

Follow instructions at disinfection points.

